

武豊町建設工事等請負業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、武豊町建設工事等入札審査会（以下「審査会」という。）における一般競争入札、指名競争入札の入札者及び随意契約の見積者の選定等に関する取扱いを定めるものとする。

(発注の種類)

第2条 発注の種類は、以下のとおりとする。

(1) 建設工事

(2) 測量、設計、調査等委託業務（以下「委託業務」という。）

(発注の方式)

第3条 武豊町が発注する工事のうち、設計金額 200 万円を超える建設工事（土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、造園工事、電気工事、管工事、舗装工事）の発注において、事後審査型一般競争入札、指名競争入札及び随意契約にて実施するものとし、原則、建設工事の発注については、事後審査型一般競争入札で実施するものとする。また、その取扱いについては、武豊町事後審査型一般競争入札に関する事務取扱要領によるものとする。なお、上記の要領に定める以外の設計金額 200 万円を超える建設工事の発注については、原則、制限付き一般競争入札にて実施するものとし、その取扱いについては、武豊町制限付き一般競争入札実施要領によるものとする。

(建設工事の等級区分)

第4条 土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事それぞれ別表第1のとおり等級区分するものとする。

(選定基準)

第5条 契約担当課長等は、建設工事及び委託業務について業者を選定しようとするときは、それぞれ別表第2及び第3に定める発注工事の種類及び委託業務の業種区分に対応する業者を選定しなければならない。

2 前条に規定する各工事については、別表第1のそれぞれの工事等級に対応する業者の中から選定するものとする。なお、町内に本店、支店又は営業所を置き、当該本店、支店又は営業所において契約の締結の権限を有する者を置いている者を優先して選定することができるものとする。

ただし、必要がある場合は、当該発注工事等級の1級上位若しくは1級下位の等級の業者の中から選定することができるものとする。

3 前項に規定する各工事以外の工事の業者については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条23に規定する経営事項の審査によって各工事業ごとに算出された、総合評点を勘案して選定するものとする。

4 委託業務については、過去の実績及び経験を勘案して選定するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項に留意して適正に業者を選定しなけ

ればならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 履行中の契約件数及び契約高
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

6 選定する業者の数は、概ね別表4の基準によるものとする。

7 契約担当課長等は工事等の内容及び候補者の選定原案を審査会に提出しなければならない。

8 前号に伴い、契約担当課長等は、審査会より通知される入札指名業者決定調書を確認するものとする。

(選定基準の特例)

第6条 建設工事が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定によるもののほか、当該発注工事等級の2等級以上上位の等級業者を選定することができるものとする。

- (1) 災害復旧工事等で緊急又は短期間で完了する必要があるとき。
- (2) 地理的条件を勘案して業者を選定する必要があるとき。
- (3) 特定の機械又は技術を必要とするとき。
- (4) 特異な工事のとき。

(発注工事の設計業務に関する業者の選定)

第7条 発注工事の実施設計業務受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面等において関連があると認められる業者を原則として選定することはしないものとする。

(随意契約者の選定)

第8条 随意契約の見積者の選定は、随意契約の理由及びその他の条件を勘案して適正な業者を選定するものとする。

(指名停止)

第9条 不誠実な行為をした業者があるときは、指名を一定期間停止するものとし、その期間は審査会で決定するものとする。

2 前項の場合において、不誠実な行為等を知ったときは、審査会で審議されるまでの間、当該業者の選定については慎重を期するものとする。

(その他)

第10条 この要領で定めるもののほか、必要な事項は審査会で決定するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
武豊町建設工事指名業者選定要領の廃止
- 2 武豊町建設工事指名業者選定要領（平成 15 年 4 月 1 日）は廃止する。
附 則
この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

【一般競争入札】

① 土木一式工事

等級	発注基準
A	5,000 万円以上
B	4,000 万円以上 15,000 万円未満
C	5,000 万円未満
D	4,000 万円未満

② 建築一式工事

等級	発注基準
A	30,000 万円以上
B	5,000 万円以上 30,000 万円未満
C	10,000 万円未満
D	4,000 万円未満

③ 電気設備工事

等級	発注基準
A	5,000 万円以上
B	1,500 万円以上 10,000 万円未満
C	5,000 万円未満
D	4,000 万円未満

④ 管工事

等級	発注基準
A	5,000 万円以上
B	1,500 万円以上 10,000 万円未満
C	5,000 万円未満
D	4,000 万円未満

⑤ ほ装工事

等級	発注基準
A	5,000 万円以上
B	1,500 万円以上 10,000 万円未満
C	5,000 万円未満
D	4,000 万円未満

⑥ 造園工事

等級	発注基準
A	5,000 万円以上
B	1,500 万円以上 10,000 万円未満
C	5,000 万円未満
D	4,000 万円未満

⑦ 水道施設工事

等級	発注基準
A	5,000 万円以上
B	1,500 万円以上 10,000 万円未満
C	5,000 万円未満
D	4,000 万円未満

【指名競争入札】

① 土木一式工事

等級	発注基準
A	8,000 万円以上
B	3,000 万円以上 15,000 万円未満
C	800 万円以上 5,000 万円未満
D	1,500 万円未満

② 建築一式工事

等級	発注基準
A	30,000 万円以上
B	10,000 万円以上 30,000 万円未満
C	2,000 万円以上 10,000 万円未満
D	2,000 万円未満

③ 電気設備工事

等級	発注基準
A	7,000 万円以上
B	2,500 万円以上 10,000 万円未満
C	1,000 万円以上 5,000 万円未満
D	1,000 万円未満

④ 管工事

等級	発注基準
A	7,000 万円以上
B	2,500 万円以上 10,000 万円未満
C	1,000 万円以上 5,000 万円未満
D	1,000 万円未満

⑤ ほ装工事

等級	発注基準
A	2,500 万円以上
B	800 万円以上 10,000 万円未満
C	500 万円以上 5,000 万円未満
D	600 万円未満

⑥ 造園工事

等級	発注基準
A	2,000 万円以上
B	800 万円以上 10,000 万円未満
C	400 万円以上 5,000 万円未満
D	400 万円未満

⑦ 水道施設工事

等級	発注基準
A	8,000 万円以上
B	3,000 万円以上 10,000 万円未満
C	800 万円以上 5,000 万円未満
D	1,500 万円未満

別表 2

	発注工事の種類	左の工事種類に対応する業種
1	一般土木工事	土木工事業
2	プレストレストコンクリート（ＰＣ）工事	
3	舗装工事	舗装工事業
4	しゅんせつ工事 （しゅんせつ船を必要とする場合）	しゅんせつ工事業
5	植栽工事	造園工事業
6	鋼構造物工事	鋼構造物工事業
7	とび、土工、法面処理、工作物解体、ボーリング グラウト、くい打、コンクリート打設、モルタル 吹付、種子吹付各工事	とび・土工工事業
8	道路標識等設置工事	
9	道路区画線工事	塗装工事業
10	土木工作物塗装工事	
11	建築塗装工事	
12	下水処理設備工事	水道施設工事
13	水道施設工事	
14	機械設備工事	機械器具設置工事業
15	電気設備工事	電気工事業
16	管工事	管工事業
17	空調工事	
18	電気通信工事	電気通信工事業
19	一般建築工事	建築工事業
20	内装仕上工事	内装仕上工事業
21	清掃施設工事	清掃施設工事業
22	防水工事	防水工事業
23	建具工事	建具工事業
24	消防施設工事	消防施設工事業

（注）発注工事の種類については、上記のほか建設業法、昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発第 46 号の建設省計画局長通知によるものとする。

別表3

設計・測量・建設コンサルタント等業務

業務	コード	業 種	業務	コード	業 種
設計	1	建築設計	建 設 コ ン サ ル タント	12	水産土木
	2	設備設計		13	造園
測量	3	一般測量		14	都市計画及び地方計画
	4	航空写真測量		15	土質及び基礎
建 設 コ ン サ ル タント	5	河川、砂防及び海岸		16	鋼構造及びコンクリート
	6	港湾及び空港		17	建設環境
	7	道路		18	地質調査
	8	上下水道及び工業水道	補 償 コ ン サ ル タント	19	土地調査
	9	下水道		20	土地評価
	10	農林土木		21	物件調査
	11	森林土木		22	事業損失

別表 4

①土木一式工事、建築一式工事、水道施設工事

工事の設計金額	参加人数
2,000 万円以上	8 人以上
1,000 万円以上 2,000 万円未満	7 人以上
500 万円以上 1,000 万円未満	6 人以上
200 万円以上 500 万円未満	5 人以上

②造園工事、電気工事、管工事及びその他の建設工事

工事の設計金額	参加人数
2,000 万円以上	7 人以上
1,000 万円以上 2,000 万円未満	6 人以上
500 万円以上 1,000 万円未満	5 人以上
200 万円以上 500 万円未満	4 人以上

③委託業務

工事の設計金額	参加人数
5,000 万円以上	7 人以上
2,000 万円以上 5,000 万円未満	6 人以上
500 万円以上 2,000 万円未満	5 人以上
100 万円以上 500 万円未満	4 人以上

(参考)

昭和 47 年 3 月 18 日付け建設省計建発第 46 号 建設省計画局長通知別表

建設工事の種類	建設工事の例示
土木工事	
建築工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、工作物解体工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、道路付属物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給油設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更正工事

タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、石綿スレート張り工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧設工事
ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊戯施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事

造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置器設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事

請負業者選定基準の運用基準

選定基準の留意事項	
1 不誠実な行為の有無	以下の事項に該当する場合は、選定しないこと。 (1) 武豊町工事請負業者指名停止等取扱要領（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中又は指名見合せ中であること。 (2) 武豊町発注工事に係る請負契約に関して、次に掲げる事項に該当し、当該状態が継続していることから請負者として不適当であると認められること。 ①工事請負契約書に基づく工事関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。 ②一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。 (3) 警察当局から、武豊町に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している場合等明らかに請負者として不適当であると認められること。
2 経営状況	会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない場合又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が極めて不安定である場合は選定しないこと。なお、単に赤字決算であることのみをもって、直ちに選定から除外しないこと。
3 工事成績	(1) 武豊町建設工事成績評定要領に定める工事成績（以下「工事成績」という。）の平均点が過去2年連続して50点未満である場合は4月から3ヶ月間選定しないこと。 (2) 工事成績等が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (3) 工事成績の平均点が過去2年連続して70点以上であること等工事の成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
4 当該工事に対する地理的条件	本店、支店又は営業所の所在地及び当該地域での工事实績等から見て、当該地域における工事の施工特性に精通し、工種及び工事規模等に応じて当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。

5 履行中の 契約件数及 び契約高	選定時点における当該地域での工事の契約件数及び契約高から見て、当該工事を施工する能力を有し、かつ当該工事を確実かつ円滑に実施できる体制が確保できるかどうかを総合的に勘案すること。
6 当該工事 施工につい ての技術的 適性	以下の事項に該当するかどうかを総合的に勘案すること。 (1) 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。 (2) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の工事の施工実績があること。 (3) 当該工事の施工に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の施工実績があること。 (4) 発注予定工事種別に応じ、当該工事を施工するに足りる有資格技術職員が確保できると認められること。 (5) 一般競争入札方式の場合においては、配置予定の技術者が適正であること。
7 安全管理 の状況	(1) 指名停止要領に基づく指名停止期間中である場合は、指名しないこと。 (2) 武豊町発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署等からの指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、選定しないこと。 (3) 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案すること。 (4) 武豊町発注工事について過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。
8 労働福祉 の状況	(1) 賃金不払に関する労働省からの通報が武豊町に対してあり、当該状態が継続している場合であって明らかに請負者として不適当であると認められるときは、選定しないこと。 (2) 武豊町発注工事について建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団と退職金共済契約を締結していないかどうか、又は証紙購入若しくは貼付が不十分かどうかを総合的に勘案すること。 (3) 建設労働者の雇用・労働条件の改善に取り組み表彰状を受けていること等労働福祉の状況が特に優良である場合は、これを十分尊重すること。

(注) 必要があると認めるときは、過去における状況等も勘案し、当該状況等を判断することができるものとする。

武豊町建設工事請負業者選定要領内規

武豊町建設工事請負業者選定要領（以下「要領」という。）の取扱いについては、この内規の定めるところによるものとする。

第1 選定基準のただし書きの規定（要領第5条）

要領第5条第2項ただし書きに規定されている、必要がある場合については、下記のとおりとするものとする。

- (1) 町内に本店、支店又は営業所を置き、当該本店、支店、又は営業所において契約の締結の権限を有する者を置いている者を優先して選定する場合
- (2) 各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の契約予定金額が比較的小さく技術的難易度が比較的低いものにあつては、選定する業者全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名する場合
- (3) 各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の契約予定金額が比較的大きく技術的難易度が比較的高いものにあつては、選定する業者全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名する場合

附 則

この内規は、平成15年4月1日から施行する。